

17 被災者の生活支援（義援金等）について

県担当課（室） 地域福祉課

【徳島県の現状と課題】

《現状》

■ 災害時の義援金は、国の防災基本計画等に基づき、被災した地方公共団体が日赤などの団体と配分委員会を設置し、義援金総額や被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行うとされている。

東日本大震災では、被災した地域が15都道府県に及び、被害状況の全容把握が困難であることから配分割合の決定が遅れたため、異例ながら国が関与し、被災した地方公共団体や日赤などの団体と義援金配分割合決定委員会を設置して配分割合を定めた。

■ 被災者のための義援金等の募金団体に対して拠出された義援金等については、最終的に被災地の義援金配分委員会等に対して拠出されるものであるときに限り、「国又は地方公共団体に対する寄附金」として、寄附金控除、全額損金算入が認められている

《課題》

◆ 現行の防災基本計画等に基づく義援金の取り扱いでは、被災地域が複数の都道府県及び災害が発生した場合、今回の東日本大震災と同様、被災者への配分が大幅に遅れ、義援金が長期にわたり被災者へ届かないことになる。

◆ 被災者を受け入れた都道府県においては、被災者のための義援金等を、家賃等の生活支援に要する経費にも充て、迅速な支援を進めたいが、この場合には、寄附金控除、全額損金算入が認められていない。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

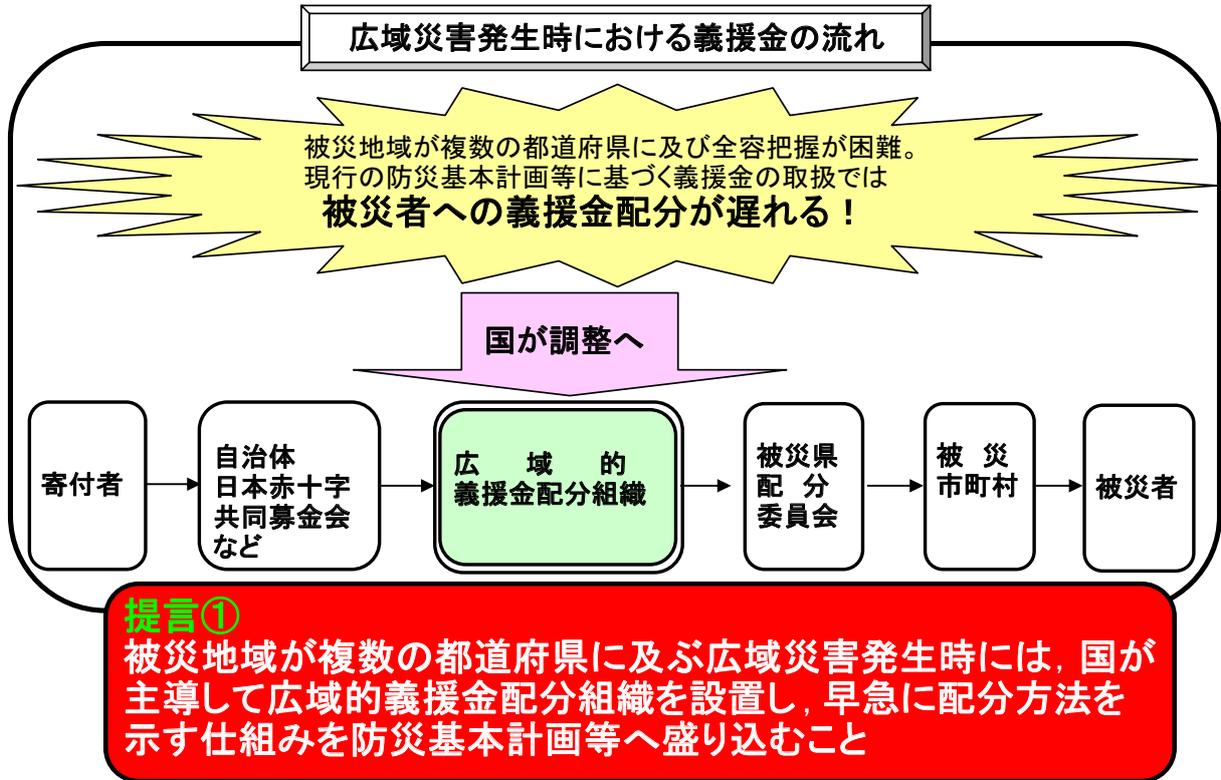
《具体的内容》

① 広域災害発生時における義援金の配分については、今回の東日本大震災と同様、国が主導して被災した地方公共団体や日赤などの団体と被災地全般にまたがる広域的な義援金配分組織を設置し、早急に配分方法を示す仕組みを防災基本計画等へ盛り込むこと。

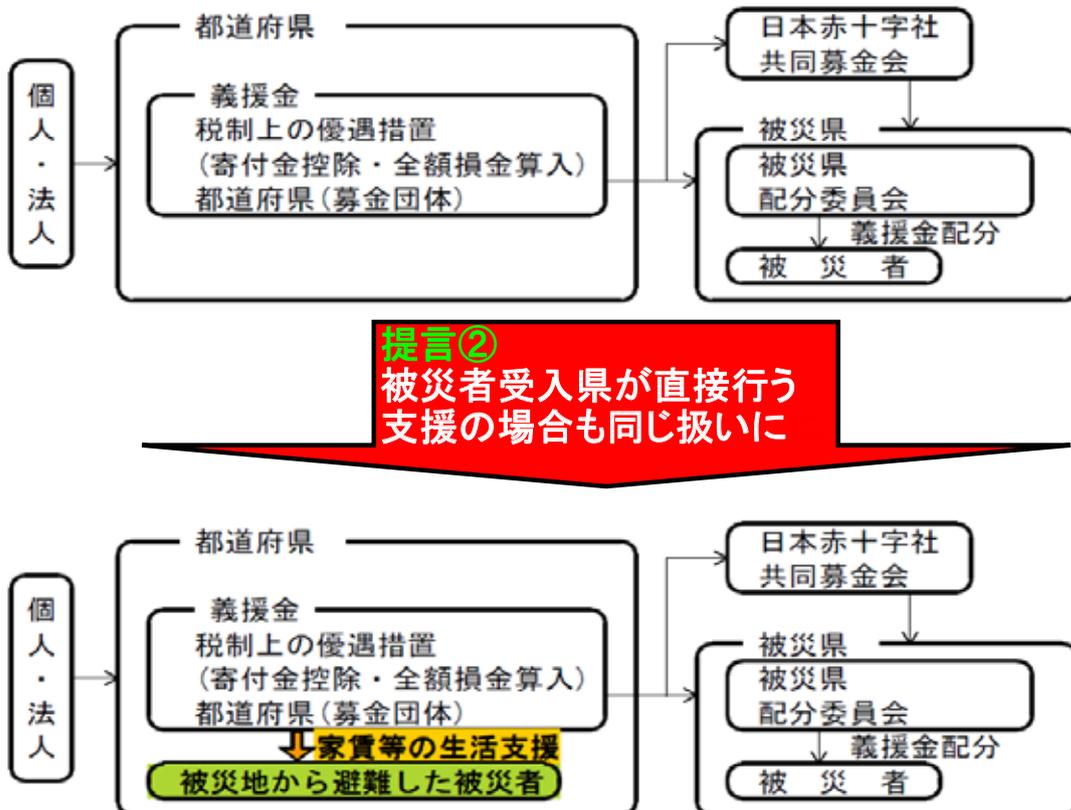
② 被災者に対する義援金について、各都道府県が受け入れた被災者に対して家賃等の生活支援に要する経費に充てる場合にも、「国又は地方公共団体に対する寄附金」とするよう、寄附金控除、全額損金算入の要件を緩和すること。

主管省庁局名 内閣府、厚生労働省社会・援護局、財務省主税局
関係法令等 防災基本計画、厚生労働省防災業務計画、所得税法基本通達、法人税法基本通達

①広域的義援金配分組織の設置



②税制上の優遇措置の要件緩和



18 減災を目的とした各種施設等の整備について

県担当課（室） 地域福祉課，こども未来課，生活衛生課
障害福祉課，医療政策課，長寿介護課

【徳島県の現状と課題】

《現状》

- 東日本大震災では，災害拠点病院や高齢者等の要援護者が入所する社会福祉施設等において特に津波による甚大な被害が発生した。
- 今後30年以内に約60パーセントの確率で東南海・南海地震の発生が予想されており，各種施設での地震・津波被害対策が急がれている。
- 国の交付金を活用した基金による耐震化事業についても，東日本大震災後の復興による資材不足が生じている。
- 今回の地震により水道施設は甚大な被害を受け，被災地の住民生活また被災地の衛生管理に重大な影響を与えている。

《課題》

- ◆ 津波の被害から社会福祉施設等の入所者のいのちを守るためには，浸水区域外への移転が一番望ましいが，膨大な費用負担が生じる。
- ◆ 社会福祉施設等については，早急に耐震化を進めることが必要であるが，助成制度上対象とならない施設がある。
- ◆ 東日本大震災の復興による資材不足により，国の交付金を活用し，耐震化を実施及び計画している施設の整備が遅延する恐れがある。
- ◆ 国の補助採択基準である資本単価要件が厳しいため，県内19市町の内6市町しか資本単価要件が適用されない。また，国の国庫補助率が低いため，財政基盤が弱い市町村では水道施設の耐震化が進んでいない。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 浸水予想地域に位置する災害拠点病院や社会福祉施設等の安全な地域への移転促進等，あらゆる地震・津波対策を講じるため，現行の補助対象施設の拡大及び補助率の引き上げのほか用地取得費に対する補助制度の創設など，新たな施設・設備整備費補助制度を創設すること。
- ② 社会福祉施設及び災害拠点病院の耐震化工事を滞りなく完了させるため，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金並びに医療施設耐震化臨時特例基金の実施期限の延長を図ること。
- ③ 発災時の被災者の住民生活の維持及び被災地の衛生保持のため，水道施設耐震化に係る事業の補助採択基準の緩和及び補助率の引き上げを行うこと。

主管省庁局名
関係法令等

厚生労働省医政局，健康局，社会援護局，雇用均等・児童家庭局，老健局
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱，介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱，医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱，簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱，水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

東日本大震災における災害拠点病院や社会福祉施設等についての問題点



被災老人ホーム

社会福祉施設等については、津波による建物倒壊や避難までに時間が無く被災した人が多数発生

災害拠点病院については、津波による建物倒壊や機能不全により被災者の診療機能の喪失

水道施設については、管路の破損により、長期間の断水が継続、被災者の生活、衛生面に支障を生じた

(課題)

災害拠点病院、社会福祉施設等の津波対策

津波浸水区域外への移転促進

津波からの避難を円滑にするため、施設の高層化

現状

- ◆社会福祉施設等施設整備事業 (国1/2, 県1/4, 事業者1/4)
- ◆保育所(安心子ども基金) (県1/2, 市町村1/4, 事業者1/4)
- ◆医療施設耐震化臨時特例基金 (国1/2, 事業者1/2)
- ◆介護基盤緊急整備等臨時特例基金 (県:定額)
※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等対象外

提言①

浸水区域内施設の移転、高層化

補助率の引き上げ

用地取得費への補助

補助対象施設の拡大

災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化

現有施設の耐震化の更なる推進



現状

東日本大震災復興事業による資材不足により、工事が遅延

耐震化推進のための基金については、有期限

- ◆医療施設耐震化臨時特例基金 (23年度末までに着手)
- ◆介護基盤緊急整備等臨時特例基金 (23年度末まで)
- ◆社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

提言②

耐震化基金の実施期限の延長



水道施設耐震化促進

水道施設の耐震化を推進し、発災後の生活・衛生面の維持を可能とする

現状

国の採択基準 基本単価(90円/m³)
※県内適用可能6市町のみ

補助率
(上水道)1/4~1/2
(簡易水道)1/4~4/10

採択基準厳しく、補助率低いため
耐震化率 全国30.3% 本県18.4%

提言③

採択基準緩和

補助率の引き上げ

19 津波災害にも対応した学校施設の避難所機能強化について

県担当課（室）施設整備課

【徳島県の現状と課題】

《現状》

■ 東日本大震災では、地震後の津波による甚大な被害が発生し、避難所となった学校施設では、**上下水道・電気などのライフラインが遮断**され、避難所としての機能が失われ、避難生活に大きな支障をきたした。

西日本において「東海・南海・東南海連動型地震」など、巨大地震が発生した場合には、さらに大きな被害・津波が予想されるところであり、**早急に学校施設の避難所としての機能強化**を図る必要がある。

■ 本県においては、避難所となる県立学校について、大規模改修工事等にあわせて、非常用発電装置や備蓄倉庫などの避難所機能を整備しているところであるが、さらに迅速かつ適切に、災害発生後の児童生徒や住民の避難生活を支えるために必要な施設・設備を充実させる必要がある。しかしながら、**建物上層階における防災機能整備や小規模な避難所機能強化**に係る十分な国の財政措置がないことから、学校施設における整備が進んでいない状況である。

《課題》

◆ 今後発生が予想される津波による大規模災害に備え、**早急に学校の避難所としての機能強化を推進**するためには、是非とも国における財政上の支援措置の拡充が必要である。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的な内容》

東海・東南海・南海地震などの巨大地震に備え、津波災害にも対応した学校施設の避難所機能強化を図るため、「学校施設環境改善交付金」を拡充するなどにより、**県立高等学校を地域の避難所の拠点として整備**できるよう、財政上の措置を講じること。

- ① 都道府県の実情に応じた「**避難所機能強化**」の取組を早急に進めるため、「**屋内**」や「**上層階の空き教室**」、「**屋上**」等を活用した防災施設の整備等について必要な措置を講じること。
- ② 下水が破損した場合に備え、**既存合併浄化槽の併用や既存プールを活用した処理水の供給**などが可能となるよう、整備について必要な措置を講じること。
- ③ 「**屋外**」の整備については、**小規模な避難所機能強化**にも対応できるよう、採択要件の引き下げを行うこと。
- ④ 「**環境**」に配慮した**防災機能強化の設備の整備**については、積極的な導入が図られるよう、交付率の引き上げ等により優遇措置を講じること。

主管省庁局名
関係法令等

内閣府、文部科学省大臣官房文教施設企画部
地震防災対策特別措置法
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
学校施設環境改善交付金等

東日本大震災の教訓

<徳島県>

- ・関西広域連合の一員として宮城県を支援
- ・教育分野支援としては全国に先駆けて186人目を東松島市、女川町等に派遣（H23.5.3現在）
- ・被災地の学校の状況を体験

- ・地震よりも津波被害が圧倒的に甚大
- ・学校が避難所の中心的役割
- ・発災直後に孤立する学校が続出

防災拠点施設の整備のあり方を「津波被害」を念頭に置いて抜本的に見直す必要あり

被災地の学校の状況



左:津波が押し寄せたが、耐震化工事により損壊を免れた校舎
右:津波で被害を受けた教室
※本県派遣チームが支援した学校の例（東松島市大曲小学校）

耐震化工事により、校舎は、地震・津波に耐えたが、避難所としての機能は大きく損なわれた。

既存施設を有効利用

- ・下水道施設の破壊により汚水の垂れ流し
衛生環境が悪化
- ➡ 合併浄化槽の併用
- 〔上水道施設の破壊に対応〕
- ➡ プールの水を処理水に活用
- ・冷たく堅い床では休息できない
- ➡ 格技場やクラブハウスの畳を活用

国の制度改善により対応

屋外設置を前提としている防災設備や、備蓄倉庫等の屋外防災設備については、環境学習など、屋外環境を体験する場を整備する事業で対応。（学校施設環境改善交付金 屋外教育環境整備事業 算定割合1/3）

津波被害が想定される地域では、屋外防災施設は役に立たない。

提言

- ① 「学校施設環境改善交付金」を制度拡充することにより、建物の上層階等において、非常用電源装置、衛星携帯電話、水・食料等を備え、災害時に活用
- ② 既存の合併浄化槽、プール等を被災時に活用
- ③ 現行、1校当たり1,000万円以上となっている、「屋外教育環境整備事業」について、採択要件の引き下げにより整備を推進
- ④ 太陽光を活用したLED防災防犯灯の設置などは、環境に配慮し、電力供給に頼らない方法として有効



太陽光発電式
LED防災防犯灯

効果

児童生徒・地域住民の安全・安心の強化

防災教育と環境教育への一石二鳥の効果

20 子どもたちの命を守る学校施設の耐震化促進について

県担当課（室）施設整備課

【徳島県の現状と課題】

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 公立学校施設の耐震化等の推進 予算額805億円（耐震化棟数1,800棟）
 - ・平成22年度の予備費（9月）、補正予算と合わせて2,142億円（耐震化棟数約5,200棟）

《民主党政策集（INDEX2009）》（P23）

- ◇ 学校施設耐震化の促進
 - ・学校施設の耐震化に取り組み、子どもたちの安全を守る。

《現状》

- **南海地震**の発生確率は、今後30年以内に60%程度と予測されており、また、**東海・東南海地震との連動**も危惧されるなど、**巨大地震による危険性**は一段と高まっている。本県においては、全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、公立小中学校の大半が災害時の住民の避難場所となっている。各市町村では、学校施設の耐震化を計画的に進めており、近年、耐震化率を大きく伸ばしてはいるものの、未だ全国平均に及んでいない（本県の平成22年度末耐震化率：約75%）。

- 国においては、Is値（構造耐震指標）0.3未満の施設に対する国庫補助の算定割合の嵩上げと、地方財政措置の拡充を行ったが、**本県の公立小中学校施設のうち、耐震性を有していない施設の約8割はIs値0.3以上となっているため、国庫補助の算定割合の嵩上げの適用を受けることができない。**県では、Is値0.3以上0.7未満の施設に対する独自の財政支援制度等により、市町村の耐震化事業の支援を行っている。

〔 東海地震については、**地震財特法**により交付率が有利となっている。
東南海、南海地震などの巨大地震については、**地震特措法**での扱いとなっている。 〕

《課題》

- ◆ 未だ耐震性を有していない約220棟の学校施設の耐震化を進めるには、各市町村において、多大な費用負担と期間を必要とすることから、**引き続き国の財政支援が必要**である。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 各市町村が、整備計画どおりに事業を進めることができるよう、「十分な予算を確保」とともに、「交付金の重点配分」を図ること。
- ② 東海・東南海・南海地震などの巨大地震の発生により大きな危険が差し迫った地域においては、公立幼・小・中学校施設の耐震化を促進するため、重点的に、次の制度改善・拡充を図ること。

○算定割合の嵩上げと財政支援措置

- ・Is値（構造耐震指標）0.3以上の施設についても、Is値0.3未満の施設と同様に嵩上げを行うこと。
- ・地方財政措置（起債充当率、交付税算入率）をIs値に関係なく災害復旧並みに拡大すること。

○耐震化工事に対する補助対象工事費等の拡充

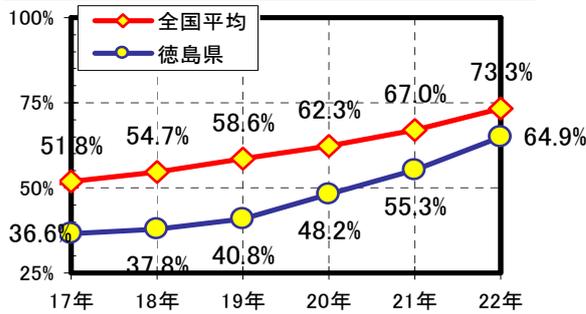
- ・工事費に見合う配分基礎額（補強単価×面積）とすること。
- ・関連工事（改修や模様替え工事）も補助対象とすること。
- ・耐震診断及び実施設計に係る経費に対して、**単独で補助する制度を創設**すること。

主管省庁局名
関係法令等

内閣府、総務省自治財政局、消防庁、文部科学省大臣官房文教施設企画部
地震防災対策特別措置法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等

提言①

公立小中学校施設の耐震化率の推移



早期完了できるように、
十分な予算確保と
交付金の重点配分を！



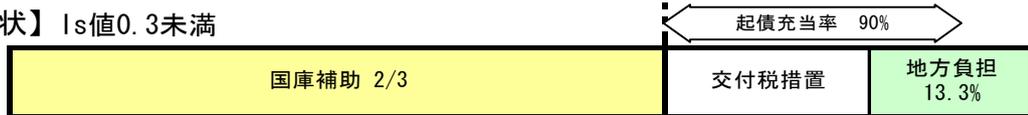
小学校の耐震補強の例

東海・東南海・南海地震による大きな危険の差し迫った地域に対して

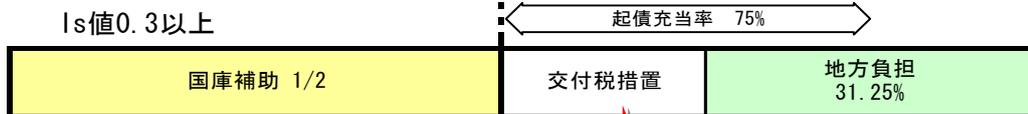
提言②

Is値0.3以上の算定割合の嵩上げと財政支援措置について

【現状】 Is値0.3未満



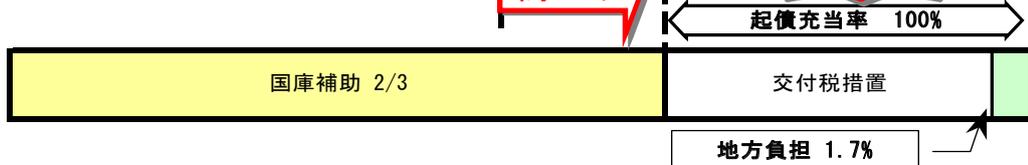
Is値0.3以上



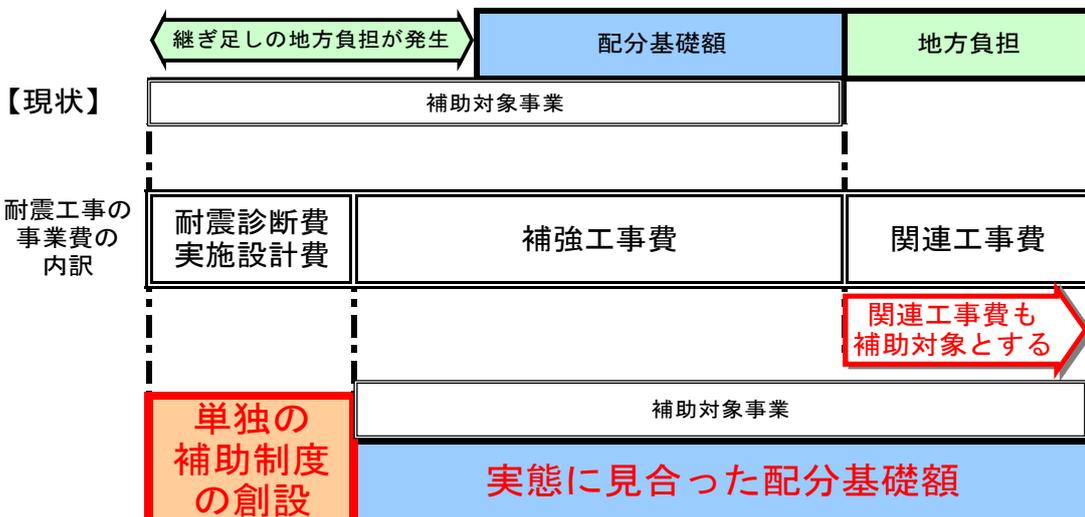
Is値に関係なく

算定
割合の
嵩上げ

災害復旧並の
財政支援を！



補助対象工事費等の拡充について



21 未来の消防団員の育成について

県担当課（室）消防保安課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集（INDEX2009）》（P2）

◇ 災害対策

国・地方公共団体・警察・消防・自衛隊・民間企業・ボランティア・NPO等の役割分担，協力体制の整備を進め，行政の危機管理体制を拡充するとともに，民間の諸活動を強力に支援する。

《現状》

- 本県における消防団員数は，現在，11,026名で前年度に比べ91名の増員となっているが，50年前と比較すると，2分の1以下に減少しており，年齢構成においても，50歳以上が激増している一方，20～30歳代は大幅に減少している。
- 本県では，少年少女消防クラブ員が「将来の地域防災の担い手」となれるよう，各地域の消防本部，消防団や学校と連携して育成する「少年少女消防教室」を平成22年度から実施している。
- 平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は甚大な被害を引き起こし，未曾有の災害となったところであり，今後，東海・東南海地震とともに三連動として危惧されている「南海地震」に備えるためにも，消防防災の将来を担う世代の育成を図る必要がある。

《課題》

- ◆ 全国的に消防団員が減少傾向にある中，今後，ますます少子高齢化が進展することから，若い後継者を確保するための施策が必要となっている。
- ◆ 将来の消防団員確保においてその一翼を担う少年少女消防クラブについても，クラブ員数が減少傾向にあり，将来の地域防災を担う人材育成という観点からも，その充実強化が必要となっている。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

地域防災の担い手となる未来の消防団員を育成するには，「少年少女消防クラブ」の活性化が効果的であることから，

- ① 「少年少女消防クラブ」に対する国民の関心を一気に高めるよう，国の主催で，新たに，「少年少女消防クラブの全国交流大会（仮称）」を，全国のモデルパターンとなるよう，本県において開催すること。
- ② 少年少女消防クラブの活動をはじめとする学校の「防災教育」を学習指導要領に明確に位置づけ，地域社会と学校が連携しやすい環境づくりを推進すること。

主管省庁局名 内閣府，総務省消防庁，文部科学省初等中等教育局
関係法令等 消防組織法

消防団、少年少女消防クラブを取り巻く現状

【団員の減少，高齢化】

○ 消防団員数
(S35) 22,707人
↓
(H22) 11,026人

○ 団員年齢構成
(S45) 20～39歳(82.2%) 50歳以上(1.7%)
↓ ↓
(H22) 20～39歳(44.8%) 50歳以上(25.1%)

【少年少女消防クラブの状況】

○ 全国
クラブ数 クラブ員数
H2(ピーク時) 6,787 583,386人
↓ ↓
H21 5,092 430,835人
(25.0%減) (26.1%減)

○ 徳島県
クラブ数 クラブ員数
H11(ピーク時) 55 5,296人
↓ ↓
H21 40 4,329人
(27.3%減) (18.3%減)

【提言 1】

少年少女消防クラブ
全国交流大会の実施

【提言 2】

少年少女消防クラブの活動
など 防災教育を学習指導
要領に位置づけ

政策提言による効果



日本代表の一員として本県少年少女消防クラブが参加したヨーロッパ青少年消防オリンピック (平成21年7月)

国民の関心の高まり、
各地域での活性化事業

少年少女消防クラブ
の充実強化

地域防災力の向上
未来の消防団員育成



「少年少女消防教室」での活動(徳島県内)

【参考】徳島県 「未来の消防団育成支援事業」

- 地域の消防団員が少年少女消防クラブ員を指導し、防災知識と技術の向上を図る。
- ↓
- 地域の住民の中から未来の消防団員が生まれ、地域の防災力が向上する。

22 過疎地域における遊休施設再整備等の支援策の充実について

県担当課(室) 南部総合県民局企画振興部

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》(P25)

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
・ 緑の分権改革等

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 過疎地域遊休施設再整備事業 23年度当初 8千万円

《民主党の政権政策 Manifesto2009 又は 2010》(P17)

- ◇ 地域主権

《民主党政策集(INDEX2009)》(P7)

- ◇ 新たな地方財政調整・財源保障制度の創設
・ 自治体間格差の是正と、地方財政の充実

《現状》

- 過疎地域では、少子化と人口減少のため小中高等学校の統合が進んだが、利活用されていない廃校舎が数多く存在する。
これらの廃校舎の中には、昭和56年より前に建設され、耐震性を有していないものがあるが、廃校舎の耐震改修工事や解体工事は進んでおらず、防犯・防災上不適切であるとともに、地域の衰退の象徴となっている。

《課題》

- ◆ 耐震性を有しない廃校舎を再整備して利活用する場合、老朽化した設備の改修費用のほか耐震改修工事に多額の財政支出を要する。
また、東日本大震災において仮設住宅用地等の確保が課題となっており、これに対する備えが必要であるが、廃校舎を解体・撤去し運動場と併せて大きな面積の多目的広場として再整備する場合には、アスベスト等の問題があり、解体・撤去工事に多額の財政支出を要するうえ、国の財政面での支援もない。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

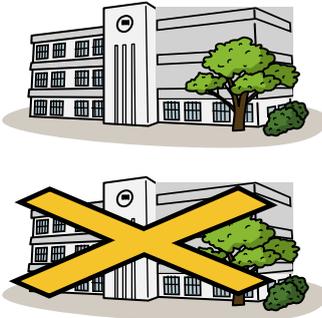
- ① 廃校舎を解体・撤去し、運動場と併せて大きな面積の多目的広場として再整備することにより、過疎地域の交流の推進や防犯性及び災害への対応力の向上に資するため、過疎地域における遊休施設再整備等のための財政支援を行うこと。
 - ・ 多目的広場の整備は、平常時は地域住民のレクリエーションや交流の場として、非常時にはヘリポートや、被災時の仮設住宅の建設用地、ライフライン確保のための瓦礫の仮置き場とするなど、過疎地域の交流の推進や防犯性及び災害への対応力の向上に資することから、**廃校舎を解体・撤去し多目的広場として再整備することを、「過疎地域遊休施設再整備事業」の対象事業とすること。**
 - ・ 事業費の地方負担分についても**過疎債の対象とすること。**
 - ・ 「過疎地域遊休施設再整備事業」の充実を図ること。

主管省庁局名
関係法令等

総務省自治行政局
過疎地域自立促進特別措置法

現状と課題

少子化の進行



統廃合により
廃校舎が増加

- ・廃校舎の放置は、南海地震発生時 危険!!
災害復旧に支障!!
防犯上不適切!!
地域衰退の象徴!!
- ・耐震工事には、多額の財政支出!!
- ・解体・撤去にも、多額の財政支出!!



廃校舎を解体・撤去して跡地を有効利用

提言

廃校舎の解体撤去費用に財政支援を!!

- ・「過疎地域遊休施設再整備事業」の充実!
- ・地方負担分を過疎債対象に!

安全・安心な地域づくりの実現!!

- ・地域防災力が向上!
- ・災害復旧時に有効!
- ・地域の実状に応じた跡地の利活用!
- ・地域の防犯性が向上!
- ・地域のイメージ向上!

非常時



仮設テント



仮設住宅

平常時



地域の憩いの場